

<R07-No3 : 法規・条約>

次の 1 ～ 5 の文は、公共測量における測量計画機関又は測量作業機関の対応について述べたものである。明らかに間違っているものはどれか。次の 1 ～ 5 の中から選べ。

1. 測量計画機関Aが、公共測量を実施するに当たり、その内容について技術的に十分な実績があることから、目的、精度、方法などを記載した計画書について国土地理院の長への提出を省略した。
2. 測量作業機関Bが、財産権、労働、安全、交通、土地利用規制、環境保全、個人情報の保護などに関する法令を遵守し、かつこれらに関する社会的慣行を尊重して作業を行った。
3. 測量計画機関Cが、公共測量を実施するに当たり、得ようとする測量成果の種類、内容、構造、品質などを示す製品仕様書を定めた。
4. 測量計画機関Dが、「地理情報標準プロファイル Japan Profile for Geographic Information Standards (JPGIS)」に準拠して製品仕様書を定めた。
5. 測量作業機関Eが、測量作業着手前に、測量作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程などについて適切な作業計画を立案し、これを測量計画機関Fに提出して、その承認を得た。